

◎新潟県告示第693号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成27年4月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成27年2月13日	小口 武宏	二級建築士	第13127号	死亡
平成27年1月23日	小林 峰男	二級建築士	第13231号	申請
平成27年3月13日	青木 勲	二級建築士	第5016号	申請
平成27年3月13日	松浦 真実	二級建築士	第18397号	申請
平成27年3月27日	柴野 光典	二級建築士	第16426号	申請
平成27年3月27日	野本 優	二級建築士	第17608号	申請